日本学生支援機構給付奨学生候補者の推薦基準

長崎県立壱岐高等学校

- 1 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学 生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用 候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮ったうえで校長が選考し、 機構に推薦するものとする。
- 2 選考委員会で選考の対象となる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者(生徒及び卒業後2年以内の者(以下「生徒等」という。))の中から推薦を希望する旨、申し出た者とする。
 - (1) 家計支持者が、市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)又は、生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
 - (2) 社会的養護を必要とする生徒等(注*)
 - (注*)児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として、次の施設等に入 所等していること(生徒等が18歳時点で入所等していたこと)
 - ・児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する 施設)
 - ・児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
 - ・児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第6条の3第 1 項に規定する事業を行う者)
 - ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者(同法第6条 の 3第8項に規定する事業を行う者)
 - ・里親(同法第6条の4に規定する者)
- 3 選考委員会は、次の(1)から(3)の3項目の要件を最低水準として、本校の教育目標や実情を勘案した上で家計の状況を含め総合的に協議し、機構があらかじめ示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしい生徒等を推薦するよう校長に意見具申するものとする。ただし、校長は、社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠にかかわらず推薦できるものとする。
 - (1) 人物について

次のア~ウの全てに該当すること

- ア 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- イ 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ウ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

(2) 健康について

次のア又はイに該当すること

- ア 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- イ 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる
- (3) 学力及び資質について

次のア又はイのいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする生徒等は ウに該当すること)

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する

- (ア) 評定平均値が4.0以上に該当する
- (イ)上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- イ 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、 かつ、評定平均値が3.0以上に該当する
 - (ア) 課外活動(部活動含む) に積極的に参加し、具体的な著しい成果・ 成長が認められる
 - (イ) 生徒会の役員等を経験し、具体的な著しい成果・成長が認められる
 - (ウ) ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な著しい成果・ 成長が認められる
- ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する
 - (ア) 評定平均値が3.0以上の教科又は科目が1つ以上ある
 - (イ) 進学先での学修に対する意欲が認められる

(平成29年6月29日策定)